平成２４年（フ）第１７号
三重県津市久居新町1022番地　利藤１Ｆ西
債務者　大野　幸則
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０号
三重県津市一身田上津部田1499番地５　マンションむつみケ丘Ｂ105
債務者　佐藤　正治
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９２号
京都市左京区北白川東久保田町17番地２
債務者　林　万里子（旧姓矢守）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地７―405
債務者　中　　美和
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
京都府宇治市六地蔵徳永29番地の４　朝日プラザ桃山東605号
債務者　奥山　次知
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
京都市右京区嵯峨野開町８番地９　サンサーラ嵯峨野201号
債務者　邊本　　都
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番地　勧修寺第二市営住宅４棟101号
債務者　田野　康行
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地399
債務者　藤井　幸枝
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０６号
京都市西京区嵐山東一川町３番地19
債務者　ガトー・ド・ビガロこと　西　　一郎
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８号
広島市東区戸坂山根２丁目８番40号
債務者　西本　和夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９４号
広島市南区仁保３丁目８番11―303号
債務者　川本　章江
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５号
愛媛県松山市和泉北１丁目13番34号
債務者　久保　泰久
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７１号
福岡県福津市花見の里３丁目24番33号サンライズＢ―103号
債務者　徳永　純子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６３号
福岡市南区弥永５丁目９番６号
債務者　菊永　淳一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８３号
福岡県朝倉市下浦787番地
債務者　草場由美子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８４号
福岡県朝倉市下浦787番地
債務者　草場　芳子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７１号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目13番13号パンシオン栖風102号
債務者　半田　敏明
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部